

平成21年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	4. 衛生費	事業名	7. 乳幼児医療対策事業費		
項	1. 保健衛生費	細事業名	2. 乳幼児医療対策事業費(市単独分)		
目	1. 保健衛生総務費	担当課・係	児童青少年課	(執行課: 児童青少年課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	80,050	要 求								80,050
決定額			決 定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	思いやりと希望にみちたまちづくり/手をつなぎ、みんなで子どもを育てるまちづくり/乳幼児の保険医療費を支援しま									
	[乳幼児医療助成(市単独分)に関する業務]	施策体系コード	01-03-01-30-40			事業番号	108-1					
	乳幼児保健の充実やその保護者の経済的負担の軽減を図るため、保護者の市町村民税額に応じて乳幼児の保険医療費の全部又は一部の助成を行います。	総事業費	494,638千円				事業期間	平成18年度～平成22年度				
		年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度					
			102,797	102,797	124,020	82,512	82,512					
		(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市乳幼児医療対策事業規則										

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 乳幼児医療費助成制度の県補助対象は平成20年12月1日から所得制限額を設け、自己負担額が200円から300円に増額されているが、市独自の子育て支援施策として、所得制限額を設けず、自己負担額を増額しないで実施することにより、県補助対象外も助成する。また入院医療費も対象年齢を県より引き上げて中学校3年生まで助成する。	(事業の目的) 子育て支援施策の更なる充実に寄与することを目的とする。	(事業の効果) 乳幼児医療費助成は、乳幼児の保健対策の充実・保護者の経済的負担の軽減を図っている。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 年齢を引き上げるにあたり、年度当初に乳幼児医療費助成システムの改修を行い、7月から助成を開始する予定